

(別紙2)

自然公園法に基づく国立公園事業（宿舎事業）について

- 国立公園においては優れた自然風景を保護するため各種の行為が規制されています。行為を行う場合は、公園計画（保護規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、自然公園法に基づく申請又は届出の手続きが必要となります。
- 国立公園内で国立公園事業として宿舎事業を行う場合、自然公園法第10条第3項に基づく認可申請等の手続きにより、環境大臣の認可を得ることが必要です。その後、建物の増改築を行う場合や事業を廃止しようとする場合にも環境大臣の承認が必要です。
- 公園事業の認可に当たっては、宿舎の設計、資金調達、管理運営方法等について審査されます。（下記①～⑪）
 - ① 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
 - ② 国立公園管理計画の規定に適合すること。
 - ③ 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
 - ④ 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
 - ⑤ 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
 - ⑥ 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
 - ⑦ 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
 - ⑧ 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
 - ⑨ 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - ⑩ 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
 - ⑪ 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 手続きの詳細については、下記のサイトもあわせてご参照ください。

環境省 > 日本の国立公園 > 届出・申請 > 公園事業者の方へ
http://www.env.go.jp/park/apply/park_worker.html
- 建設する宿舎に関しては、阿寒国立公園川湯地域管理計画書の公園事業取扱方針（次頁に抜粋）に適合するものとしていただく必要があります。

第2 川湯管理計画区

2 風致景観の管理に関する事項

(2) 公園事業取扱方針

建築物全般の取扱

全 域

①基本方針

- ア 当地域は屈斜路湖や摩周湖を取り巻く外輪山からの展望やこれらの山々を眺望する風景探勝型の公園であることを踏まえて、主要利用施設や展望地から見たときの風致景観の支障に配慮する。
- イ 多くの利用が図られている川湯集団施設地区及び川湯駅前地区については、②以下の欠く要件との整合性の審査に加え、良好な町並み景観創出のため、建築物相互のデザインの統一が図られるよう配慮する。

川湯集団施設地区

②規模（建築面積、高さ、建ぺい率等）、壁面後退

最高高さ本屋20メートル以下、塔屋を含め25メートル以下であること。

全 域

③デザイン、色彩、材料

以下の要件に適合しないものは認可しない。

ア 屋根のデザイン

屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋形式又はマンサード屋根等の勾配のある屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ又はドーム等曲面屋根でないこと。

ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積0平方メートル以下程度の小規模な建築物である場合にはこの限りでは無い。

陸屋根である既存建築物の増改築に際しては、傾斜パラペット（飾屋根）を設けるなど、屋根があるように見えるデザインとすること。

イ 色彩及び材料

1) 屋根（飾屋根を含む。以下同じ。）の色彩

焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とする。

2) 壁面の色彩

茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図る。

ウ デザインに関する特例

地域の建築物のデザインについて、地元地方公共団体の条例、住民等により結ば

れた建築協定等により、独自の取扱方針（規則第11条第1項第5号に適合するものに限る。）がある場合は、上記ア及びイによらず、当該方針によることができる。

④ 附帯施設

次のアからエまでの各号に掲げる附帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものについては認可しないものとする。

ア 駐車場及び取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。

イ 車庫及び倉庫等の小規模な附帯施設は、極力、主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっては、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていると認められるものであること。

ウ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。

エ 自動販売機は建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。

⑤ その他

管理方針

公園事業者には、以下の事項について指導する。

ア 修景緑化方法

敷地内の空き地は、原則として郷土種植物により修景緑化すること。

イ 浄化槽の設置

雑排水を放流する場合には、浄化槽（同等の機能を持つものも含む。）を設置すること。

ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- 1) 地熱帯や無電力地域等技術的に浄化槽設置が困難な地域において、沈殿枡及びオイルトラップ等が設置されることになっている場合。
- 2) 川湯市街及び川湯駅前などの公共下水道計画地域内に設置する場合。なお、この場合でも、浴室の新築、増築及び改築にあたっては、公共下水道整備完了後には洗い場等の温泉以外の雑排水を速やかに下水道に放流が可能な構造とすること。

4 宿 舎

川 湯

① 基本方針

ア 多様な利用者ニーズに対応した滞在型の保養基地として、施設の充実を図る。

イ 当該地区の宿泊収容力は、既存程度にとどめ、既存宿舎の建替え又は増改築を原則とし、新規の宿舎計画は他地域へ分散立地を図る。

②屋根形状

屋根の形状は建築物全般の取扱で示した形状とする。

ただし、飾り屋根（傾斜パラペット）を設けるなど屋根がある様に見えるデザインにあってはこの限りではない。

③その他

管理方針

事業者に対し以下の事項を指導する。

ア 運動施設は当地区を滞在型の保養基地と整備するためには、ある程度の必要性は認められるが、立地可能な敷地が限られているため、必要最小限にとどめること。

イ 引湯管は、温泉情緒あふれる湯川の再現を目指すため、整理統合及び地下埋設化を指導する。

ウ 壁面は、道路から可能な限り後退させること。